

◎ 無窓階の取扱い

無窓階とは、建築物の地上階のうち、規則第5条の2で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。

避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いについては、次によるものとする。

1 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上又は消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階（以下「普通階」という。）であること。

$$\frac{\text{有効な開口部の面積合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

(2) 10階以下の階

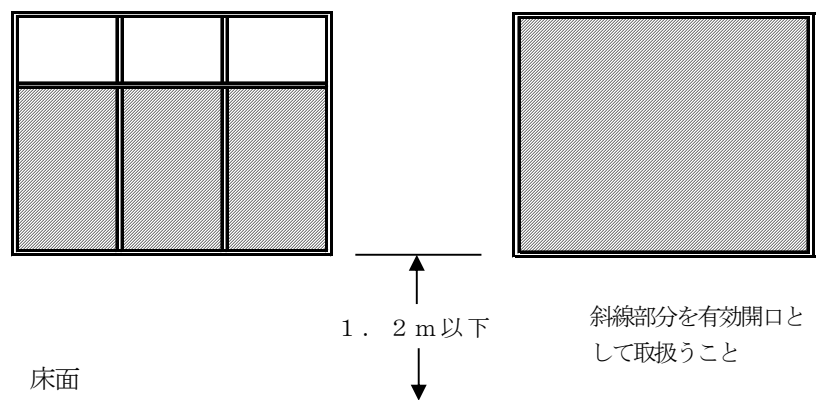
前(1)の大きさの開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）を2以上有している階であること。

$$\frac{\text{有効な開口部の面積合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

(2以上の大型開口部を有する)

2 開口部の位置

(1) 開口部が容易にはずすことができない桟等で仕切られている場合は、床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口とすること。（第6-1図参照）



第6-1図

(2) 次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第5条の2第2項第1号の「床面からの開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取扱うことができる。

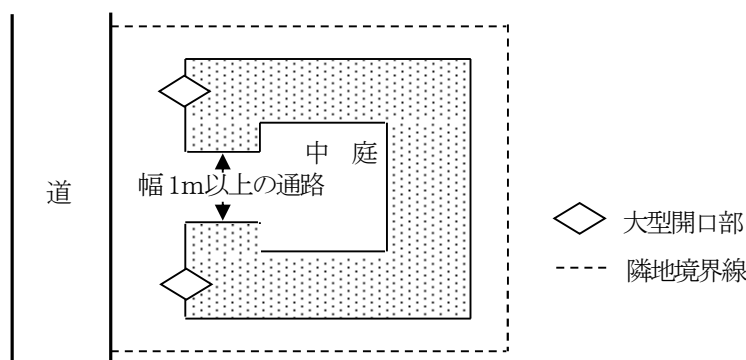
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく床面に固定されていること。
- ウ 高さは30cm以下、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- エ 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- オ 避難上支障がないこと。

(3) 次に掲げる空地等は、規則第5条の2第2項第2号の「道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地」として取扱うことができる。

- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの
- イ 通路その他の空地の1m以内の部分にある樹木その他の工作物で、避難及び消火活動の妨げにならないもの
- ウ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効に行えるもの
- エ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭等から道に通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。(第6-2図参照)

ただし、通路の幅員が4m以上、かつ、高さが4m以上である場合については、中庭等をその他の空地として取扱うことができる。

- (ア) 通路の幅員は1m以上、かつ、高さが1.8m以上であること。
- (イ) 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
- (ウ) 中庭に面する部分以外の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



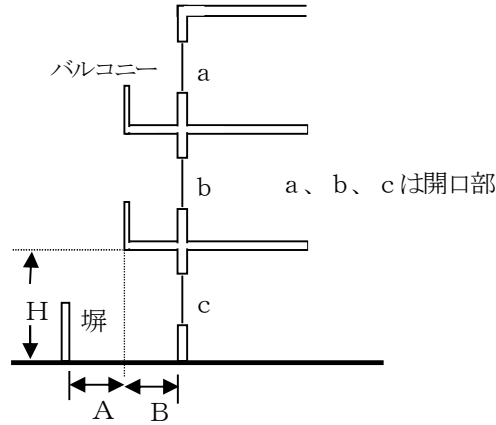
第6-2図

オ 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に門扉等が設けられている場合は、その高さが概ね2m以下、幅が概ね80cm以上で、かつ、内部から鍵を用いず容易に開放できるもの(サムターン、ホテル錠等) ☆

カ 幅員1m以上の通路又は空地の上方にバルコニーがある場合(地上からバルコニーの下端の高さ(H)は1.8m以上であること。)は、次によること。

(第6-3図参照)

- (ア) Aが1m以上の場合は、a、b、cは避難上又は消火活動上有効な開口部とする。
- (イ) Aが1m未満の場合で、かつ、A+Bが1m以上の場合はcのみ避難上又は消火活動上有効な開口部とする。



第6-3図

3 開口部の構造

- (1) 次に掲げる開口部は、規則第5条の2第2項第3号の「格子その他内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないもので、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取扱うことができる。

ア 広告物等

開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除け又は雨除け等で避難及び消火活動上妨げにならないもの。

イ ガラス窓

(ア) ガラスの種類及び開口部の条件は、第6-1表によること。ただし、外部から容易に開放できると認められる場合は、この限りでない。

(イ) ガラスを一部破壊し外部から開放できる開口部及び外部から容易に開放できる開口部の有効寸法の算定は、第6-2表によること。

(ウ) 外壁面にバルコニー等がある場合の有効な開口部は、第6-2表によること。

ウ シャッターの開口部

(ア) 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できる軽量シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

(イ) 屋内外から手動により開放できるシャッター付き開口部

(ウ) 屋内外から電動により開放できるシャッター（非常電源付きに限る。）

(エ) 屋内から手動により、屋外からは水圧等によって開放できるシャッター

(オ) 煙感知器の作動と連動して開放する電動シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

(カ) 避難階及び足場を有する部分に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な

水圧開放装置は、S52.12.19 消防予第251号「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」に適合していること。

工具を用いることなく容易に開放できる軽量シャッター

(キ) 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔操作により開放できる電動式シャッター付きの開口部（非常電源付きに限る。）

(注) シャッターを作動させるための非常電源は、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

エ ド ア

(ア) 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。

なお、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。

(イ) 電動ドアで、停電時であっても非常電源の作動又は手動により開放できるもの。

オ 二重窓

(ア) 屋内外から開放できるガラス戸

(イ) 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス戸

(ウ) 屋内外から手動により開放できるシャッターとガラス戸

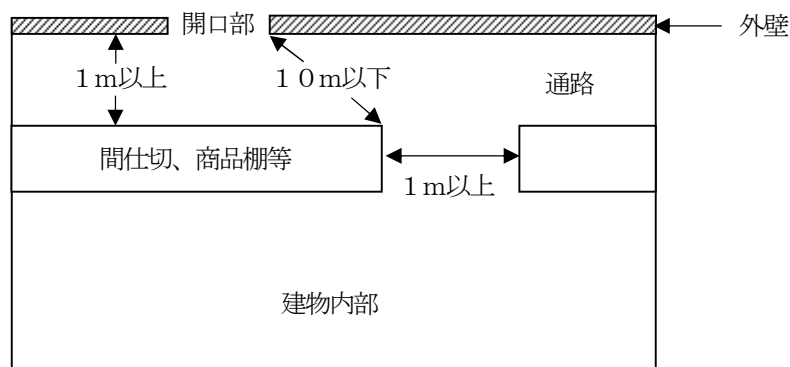
(2) 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するものは、規則第5条の2第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」として取扱うことができる。（第6-4図参照）

ア 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。

イ 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員は、おおむね1m以上であること。

（この場合、通路の幅員が場所により異なる場合は、その最小のものとする。）

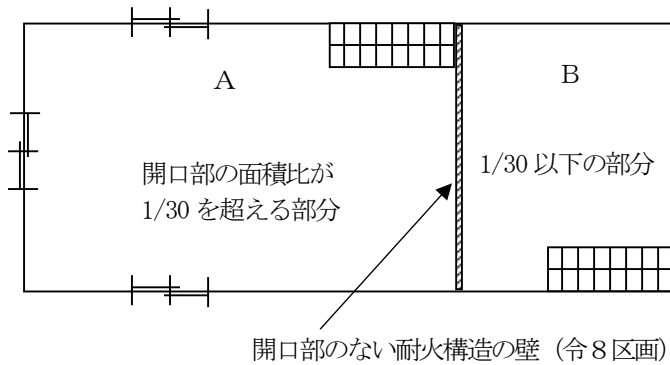
ウ 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



第6-4図

4 その他

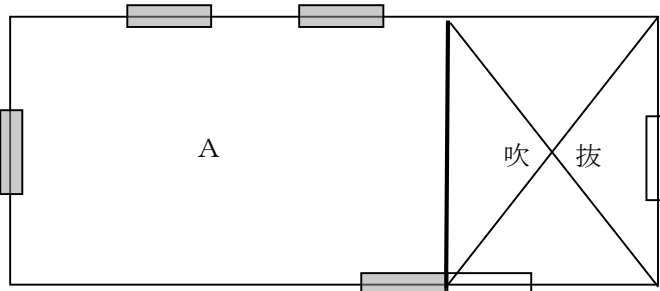
- (1) 営業中は、規則第5条の2で定める開口部を有するが、閉店後は重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる当該階については、無窓階以外の階として取扱うことができる。
- (2) 同一階が令8区画されている場合にあつては、令8区画ごとに無窓階の判定を行うこと。(第6-5図参照)



第6-5図

この場合、B部分は無窓階として扱うこと。

- (3) 吹き抜けがある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。(第6-6図参照)
 - ア 床面積の算定は、当該床が存する部分とする。
 - イ 開口部の床面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



A : 床面積を算定する部分 ■ : 開口部の面積を算定する部分

第6-6図

- (4) テント倉庫のテントの部分で容易に破れるものは、有効な開口部があるものとして取扱うことができる。

第6-1表

無窓階の判定としての開口部

ガラスの種類	ガラス全体の厚さ	開口部の種類	無窓階の判定	
			足場有り	足場無し
普通ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
強化板ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
超耐熱性結晶ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
鉄線入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
網入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
ペア (複層) ガラス	構成するガラスごとに本表 (鉄線入り板ガラス及び網入り板ガラスは、厚さ 6.8mm 以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行う。			
合わせガラス (2 以下の鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) を解錠することにより、開放することができるもの)	フロート板ガラス 6mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下+フロート板ガラス 6mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	網入り板ガラス 6.8mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下+フロート板ガラス 5mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	フロート板ガラス 5mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+フロート板ガラス 5mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
	網入り板ガラス 6.8mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+フロート板ガラス 6mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
フロート板ガラス 3mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+型板ガラス 4mm 以下	引き違い戸	△	×	
	F I X	×	×	

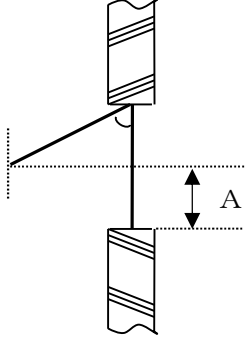
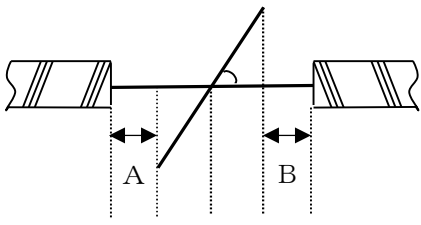
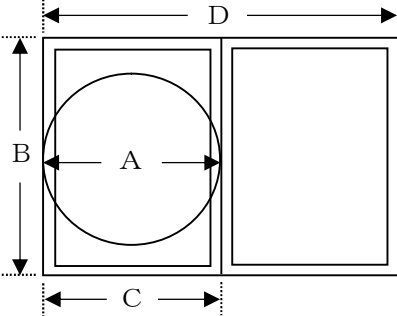
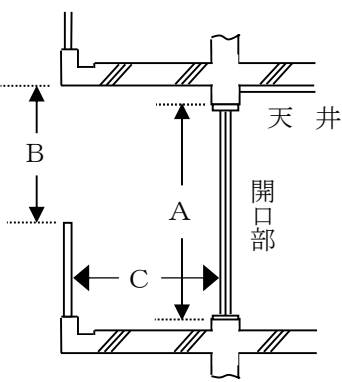
(凡例)

- 開口部として取扱う。
- △ ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分 (引き違い戸の場合はおおむね 1/2)
- × 開口部として取扱うことはできない。

(備考)

- 1 『足場有り』とは、避難階又はバルコニー等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 2 『引き違い戸』とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの
- 3 『FIX』とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 『1mil』は、1/1000 インチ (約 0.0254mm) をいう。
- 5 金属膜処理を行ったガラス (通称 Low-E 膜付ガラス、ガラス表面に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施したもの) 及び飛散防止フィルム等 (ポリエチレンテレフタレート製のフィルムを基材とし、基材厚さ 100 μm 以下のものに限る) を貼付したガラスについては、基盤ガラスによって判断を行う。

第6-2表

	型 式	判 定
突き出し窓		<p>Aの部分とする。</p>
回転窓		<p>A及びBの部分とする。</p>
引き違い窓（上げ下げ窓を含む）	 <p>(注) 1 A及びC=1/2D 2 Aは、50cmの円の内径又は1mの円の内接</p>	<p>開放された有効開口部分 B×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同様以上として取扱うことができる。 B=1.0m(0.65m) 以上 C=0.45m(0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは1.2m以下とする。 また、Cは概ね0.6m以上とする。</p>